



宮 崎 県 公 報

平成26年 4 月28日 (月曜日) 第 2585 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁	○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 1
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について…………… (自然環境課) 1		公 告
		○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 1
		○基本測量終了の通知…………… (管理課) 1

告 示

宮崎県告示第 298号

保安林の指定施業要件を変更する件 (平成25年農林水産省告示第2823号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する都城市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
都城市役所
有田久夫
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第2823号によること。

宮崎県告示第 299号

宮崎県収入証紙条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第11号) 第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成26年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
宮崎市大字 本郷北方鶴 戸尾2735番 地26	社団法人宮 崎県自家用 自動車協会	宮崎市大字 本郷北方鶴 戸尾2735番 地26	一般社団法 人宮崎県自 家用自動車 協会	平成26年 4 月 1 日

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第87条の 3 第 1 項の規定に

より、石原地区県営土地改良事業 (高千穂町、農村災害対策整備事業) に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成26年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成26年 4 月28日から平成26年 5 月29日まで
- 3 縦覧場所
高千穂町役場農地整備課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画の変更 (以下「この計画の変更」という。) に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。
また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
なお、土地改良法第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画の変更についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2476号により公告した基本測量 (機動観測) が平成26年 3 月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成26年 4 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣